

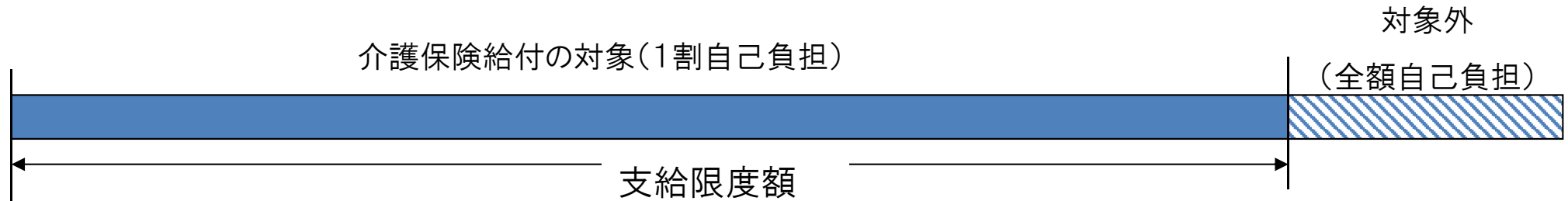
介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について

第164回介護給付費分科会で ご指摘のあった事項について

区分支給限度基準額について

○ 在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービスを提供する観点から、必要な居宅介護サービスのモデルを用いて、要介護度毎に区分支給限度基準額を設定。

→ 支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超える分の費用は全額利用者負担



○ 要介護度別の支給限度額と平均的な利用率

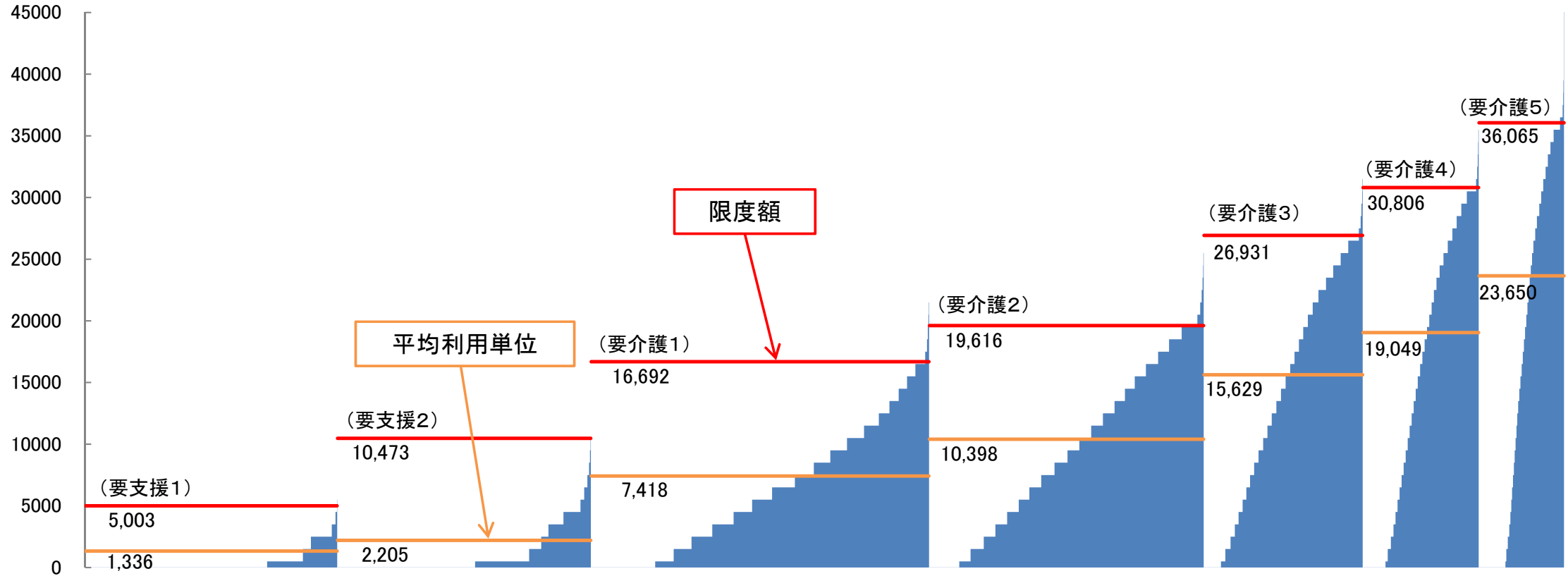
	人数	支給限度額 (円)	受給者1人当たり 平均費用額(円)	支給限度額に 占める割合(%)	支給限度額を 超えている者(人)	利用者に占める支給限度 額を超えている者の割合 (%)
要支援1	242,658	50,030	13,358	26.7	950	0.4
要支援2	399,279	104,730	22,049	21.1	547	0.1
要介護1	949,638	166,920	74,184	44.4	16,437	1.7
要介護2	848,991	196,160	103,980	53.0	30,454	3.6
要介護3	488,411	269,310	156,289	58.0	14,205	2.9
要介護4	324,417	308,060	190,492	61.8	12,465	3.8
要介護5	202,770	360,650	236,498	65.6	9,843	4.9
合計	3,456,164				84,901	2.5

※介護給付費等実態調査(平成30年4月審査分)を基に作成

(注)額は介護報酬の1単位を10円として計算。

サービス給付単位数の分布状況

(単位)



(単位区分毎の人数を右に向け積み上げた値)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
認定者	89.0万人	89.2万人	131.7万人	114.8万人	87.5万人	81.6万人	63.0万人
利用者	25.9万人 (29%)	41.5万人 (47%)	109.5万人 (83%)	104.3万人 (91%)	81.6万人 (93%)	73.8万人 (90%)	53.8万人 (85%)
施設等	1.6万人 (2%)	1.6万人 (2%)	14.6万人 (11%)	19.4万人 (17%)	32.7万人 (37%)	41.3万人 (50%)	33.5万人 (53%)
在宅	24.3万人 (27%)	39.9万人 (45%)	95.0万人 (72%)	84.9万人 (74%)	48.8万人 (56%)	32.4万人 (40%)	20.3万人 (32%)
未利用者	63.1万人 (71%)	47.7万人 (53%)	22.2万人 (17%)	10.4万人 (9%)	5.9万人 (7%)	7.8万人 (10%)	9.2万人 (15%)

※出典:介護給付費等実態調査(平成30年4月審査分)を用いて作成。

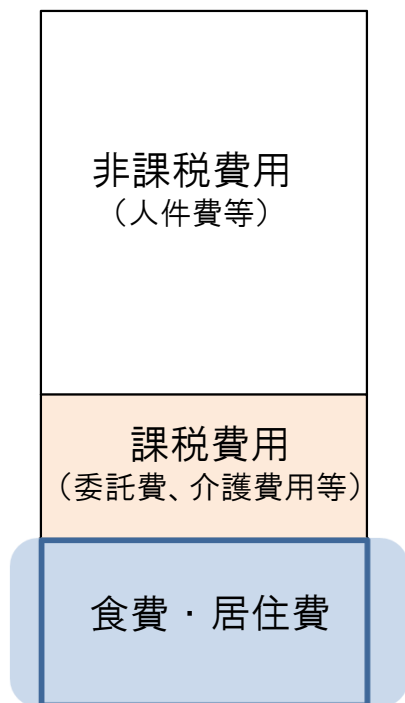
※「施設等」は、特定施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設、地域密着型特養及び介護保険3施設。「在宅」はそれ以外の利用者。

※「未利用者」とは、国保連で審査支払いを行うサービスを利用していない者。

介護保険サービスにおける費用構造

- 介護サービスの課税割合については、平成29年度介護事業経営実態調査の結果を用いて、各介護サービスの人件費、その他の非課税品目を除いた課税割合を推計する。

〔費用〕



委託費(派遣等)、介護用品、減価償却費(居住費以外) 等
(介護事業経営実態調査より推計)

<食費>
調理員人件費、給食材料費、給食委託費等

<居住費>
減価償却費(建物及び建物付属設備※)、賃借料(建物及び建物付属設備※)、
光熱水費等

※ 多床室を除く

(介護事業経営実態調査より推計)

論点

- 第160回介護給付費分科会において、今後の消費税10%引上げ時における検討に当たっての事業所等の実態把握を進めるため、①介護サービスの課税割合、②介護サービス施設・事業所における設備投資の状況、③食費・居住費の平均的な費用額の把握方針について議論をいただくとともに、第162回及び第163回介護給付費分科会において、関係団体よりヒアリングを実施したところ。
- 今後、平成29年度介護事業経営実態調査や団体ヒアリングの結果等を踏まえ、10%引上げに向け、①介護報酬による上乗せ、②基準費用額、補足給付、③区分支給限度基準額等の対応についてどう考えるのか。

対応案

① 介護報酬による上乗せ

- 医療保険における対応との整合性も踏まえる必要はあるが、8%引上げ時における対応を参考に、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算についても、上乗せを検討することとしてはどうか。

<基本単位数への上乗せ>

- 消費税引上げに伴う影響分について適切に手当を行うため、人件費その他の非課税品目を除いた課税経費(介護用品費、委託費等)の割合について、平成29年度介護事業経営実態調査の結果を用いて把握し、これに税率引上げ分(110/108-1)を乗じて基本単位上乗せ率を算出する方針で検討してはどうか。

$$\text{基本単位上乗せ率} = \text{課税経費割合}(\%) \times (110/108 - 1)$$

※課税割合 = 1.0 - 人件費比率 - その他の非課税品目率

対応案

<加算の取扱いについて>

- 8%引上げ時における対応を参考に、対応方針を検討することとしてはどうか。
- 具体的には、課税費用の割合が大きいと考えられる加算(※)については、課税費用に係る上乘せを行うこととし、その他の加算については、個々の加算単位数への上乗せが困難なことから、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めて上乘せする方針としてはどうか。

※ 8%引上げ時は、所定疾患施設療養費、緊急時施設療養費等について対応

基本単位数への上乗せ

= 基本単位数 × (基本単位上乘せ率 + 加算に係る上乘せ率)

- その際、単位数ではなく基本単位数に対する割合で設定されている加算(※)、交通費相当額で設定される福祉用具貸与に係る加算については、上乘せ対応は行わないこととしてはどうか。

※ 8%引上げ時は特別地域加算や中山間地域等における小規模事業所加算等が該当

対応案

②基準費用額、補足給付、③区分支給限度基準額等

- それぞれ8%引上げ時における対応を参考に、平成29年度介護事業経営実態調査や介護給付費等実態調査等を用いて、消費税引上げによるサービス利用量への影響や現状における取扱い等を踏まえて検討することとしてはどうか。
- 検討するに当たっては、特に以下の点も考慮し検討する必要があるのではないか。

<基準費用額、補足給付>

- 基準費用額(食費・居住費)については、平成29年度介護事業経営実態調査の結果において、基準費用額の範囲内に収まっているものがある一方、既に基準費用額を超えているものがある。また、食費における外部委託費の増加や、居住費における改修費の増加等を踏まえ、基準費用額の引上げを求める意見もあること。
- 他方、基準費用額を踏まえ食費や居住費を設定しているところが多く、基準費用額の見直しは利用者負担を増加させるものであること。
※ 基準費用額及び負担限度額については、8%引き上げ時も据え置かれてきている

<区分支給限度基準額>

- 在宅サービスの利用量の上限である区分支給限度基準額については、介護サービスは、生活に密接に関連し利用に歯止めが利きにくいこと、また同じ要介護度であっても利用者のニーズが多様であること等の特性があることから、一定の範囲内でサービスの選択を可能とするため設けられていること。
- 消費税引上げに伴い介護報酬の上乗せ対応を行う場合、従前と同量のサービスを利用している方が、区分支給限度基準額を超える可能性もあること。